

特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク
設立総会議案書

総 会 次 第

- (1) 開会
- (2) 養父市長挨拶（経過説明）
- (3) 設立発起人代表挨拶
- (4) 来賓挨拶・紹介
- (5) 議長選任
- (6) 出席者数確認
- (7) 審議事項
 - 第1号議案 特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク設立についての意思決定に関する事項
 - 第2号議案 特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク設立趣旨書に関する事項
 - 第3号議案 特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク定款承認に関する事項
 - 第4号議案 設立の初年度及び翌年度の事業計画に関する事項
 - 第5号議案 設立の初年度及び翌年度の活動予算に関する事項
 - 第6号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認に関する事項
 - 第7号議案 役員を選任に関する事項
 - 第8号議案 事務所の決定に関する事項
 - 第9号議案 設立代表者選任と権限委譲に関する事項
 - 第10号議案 議事録署名人の選任に関する事項
- (8) その他
- (9) 閉会

日時：平成30年1月20日（土） 13：30～
場所：養父市立八鹿公民館 2階 大会議室

第1号議案

会員の皆様の総意として、特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク設立についての意思決定に関する事項について、承認を求めます。

様式第1号（第2条関係）

設 立 認 証 申 請 書

平成30年1月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
兵庫県養父市十二所922番地

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

小柴 勝彦 ㊞

電話 (079) 668—9555 番

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を申請します。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク
特定非営利活動法人の代表者の氏名	小柴 勝彦
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	兵庫県養父市八鹿町八鹿113番地1
特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地	なし
定款に記載された目的	この法人は、公共交通空白地等の移動が困難な市民や観光客等に対して、移動サービスに関する事業を行い、利用者の健全な生活の維持や利便性を図ることで、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

第2号議案

特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク設立趣旨書に関する事項について、以下のとおり承認を求めます。

設立趣旨書(案)

1 趣 旨

養父市は兵庫県北部の但馬地域の中央に位置し、平成の大合併（平成16年4月）で旧4町（八鹿町・養父町・大屋町・関宮町）により現在の養父市が誕生、14年目を迎えています。市の中心部から遠く離れている大屋及び関宮地域においては、ドアツードアの公共交通体制が不十分で、住民からは更なる地域交通の充実を望む声が上がっていますが、既存のタクシー事業者にとっても当該地域における短距離の輸送が対応困難な地域であるため、住民はタクシー利用がしづらい状況です。

また、県下最高峰の氷ノ山とその周辺に位置する4つのスキー場、名瀑天滝のほか、日本遺産である「鉱石の道」の一部として認定を受けた明延鉱山・中瀬鉱山といった近代化遺産や重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた大杉地区、さらには四季折々の観光資源を有効に結びつけるための交通手段を構築し、観光客の導線を点から線そして面とすることによる地域経済の活性化が求められています。

そのような中で、当該地域における市民及び観光客を対象とした持続可能で安全な個別輸送の仕組みを構築するため、「養父市新たな自家用有償旅客運送準備検討会議」を設置し、行政と一般旅客自動車運送事業者で検討を重ねてきました。そして、当該地域の自治組織や観光関連団体の参画も得る中で一定の合意が得られ、国家戦略特区を活用し、官民一体となって自家用有償旅客運送事業を新たに取り組むこととなりました。地域の特性に応じた利用しやすい最適な移動手段を創出することにより、移動手段に限られる高齢者等市民の生活支援とあわせ、観光客向けの交通手段としても域内観光スポット間の連携促進、外国人観光客の受入体制の強化など観光振興にも繋げ、地域社会に貢献したいと考えます。

今回、法人として申請するに至ったのは、本事業を地域に定着させ継続的に推進していくことと、安全性・信頼性等の観点から、社会的に認められた組織にしていくことが望ましいと考えたからです。また、本事業が営利を目的としないことから、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

2 申請に至るまでの経過

- | | |
|---------|---|
| 平成28年6月 | 道路運送法の特例「自家用有償観光旅客等運送事業」が追加された改正国家戦略特別区域法が公布。 |
| 平成29年6月 | 「養父市新たな自家用有償旅客運送事業準備検討会議」を設置、第1回検討会議を開催。会長に小柴勝彦氏（有あいあい）、副会長に藤本修氏（全但タクシー株）を選出。 |
| 平成29年7月 | 第2回検討会議を開催。実施主体としてNPO法人を設立し、大屋及び関宮地域を対象地域とした議論を進める。 |
| 平成29年9月 | 第3回検討会議を開催。実施主体の構成員や運営、料金設定の考え方、安全性 |

- の担保（保険、アルコールチェッカー）等について協議。
- 平成 29 年 10 月 第 4 回検討会議を開催。実施主体の構成員や運営、料金設定、安全性の担保と必要機器、登録ドライバー等について協議。
- 平成 29 年 11 月 第 5 回検討会議を開催。実施主体の構成員や運営、料金設定、安全性の担保と必要機器、登録ドライバー等について協議。
- 平成 29 年 12 月 第 10 回養父市国家戦略特別区域会議において自家用有償観光旅客等運送事業の実施に係る区域計画（案）を提出。12 月 15 日付で認定。
- 平成 29 年 12 月 第 6 回検討会議を開催。安全性の担保と必要機器、登録ドライバー等法人設立に向けた協議。
- 平成 30 年 1 月 設立総会開催

平成 30 年 1 月 20 日

特定非営利活動法人 養父市マイカー運送ネットワーク
設立代表者 住所又は居所
兵庫県養父市十二所 922 番地
氏名 小柴 勝彦

第3号議案

特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク定款承認に関する事項について、以下のとおり承認を求めます。

特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワークという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県養父市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、公共交通空白地等の移動が困難な市民や観光客等に対して、移動サービスに関する事業を行い、利用者の健全な生活の維持や利便性を図ることで、誰もが安全で安心に暮らせる地域社会の実現と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 自家用有償旅客運送事業
- (2) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体及び法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体及び法人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を書面又は電磁的方法で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を書面で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を

超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものと同みなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項

- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 会員の除名
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次のものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ

ならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める次の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理 事 長 小柴 勝彦
副理事長 藤本 修
理 事 柳原 京子
同 村上 宣人
同 三田 文雄
同 本間 孝子
監 事 松田 理明
同 桐山 徹郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成31年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画並びに予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体	法人（企業）
① 入会金	0円	0円	0円
② 年会費	10,000円	10,000円	30,000円
(2) 賛助会員			
① 入会金	0円	0円	0円
② 年会費	3,000円	3,000円	10,000円

第4号議案

設立の初年度及び翌年度の事業計画に関する事項について、以下のとおり承認を求めます。

平成30年度事業計画書 (成立の日から平成31年3月31日まで)

特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク

1. 基本方針

法人設立後、自家用有償旅客運送者登録を行い、4月下旬登録完了5月からの事業開始を目指すため、タクシー事業者等との連携、登録ドライバーへの講習等を実施し、安全性の担保や効率的な運営の仕組みを確立する。また、広報活動を通して本事業を周知し、大屋・関宮地域住民の利用者増と観光客の利用を促進する。

2. 特定非営利活動に係る事業

(単位：千円)

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) 自家用有償旅客運送事業	市民移動サービス	通年 (5~3月) 1日6~7回	養父市 大屋・関宮地域	自動車を運転しない市民	2,016
	観光客移動サービス		養父市 大屋・関宮地域	公共交通機関で来訪する観光客	
(2) その他、 本法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1項第1号の事業のほか、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5月
- ② 理事会 年4~6回

(2) 事務局体制

事務局長：藤本修 事務局スタッフ：田中隆久

平成 31 年度事業計画書
(平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで)

特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク

1. 基本方針

大屋・関宮地域住民及び観光客の更なる利用者増を図るとともに、広報活動を地域外へも広げ、観光・宿泊施設を含む観光スポット間の相互連携など、さまざまなネットワークを活用し、観光客への事業PR・利用促進を図る。

2. 特定非営利活動に係る事業

(単位：千円)

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益見込
(1) 自家用有償旅客運送事業	市民移動サービス	通年 (4～3月) 1日約10回	養父市 大屋・関宮地域	自動車を運転しない市民	3,360
	観光客移動サービス		養父市 大屋・関宮地域	公共交通機関で来訪する観光客	
(2) その他、 本法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1項第1号の事業のほか、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5月
- ② 理事会 年4～6回

(2) 事務局体制

事務局長：藤本修 事務局スタッフ：田中隆久

第5号議案

設立の初年度及び翌年度の活動予算に関する事項について、以下のとおり承認を求めます。

特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワーク

平成30年度活動予算書

成立の日から平成31年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	290,000	
賛助会員受取会費	0	290,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,000	1,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体補助金	3,050,000	
受取民間助成金	0	3,050,000
4. 事業収益		
自家用有償旅客運送事業収益	1,680,000	
その他当法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	1,680,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	1,000	1,000
経常収益計		5,022,000
II 経常費用		
1. 事業費		
業務委託料	458,000	
諸謝金	100,000	
報償費	1,176,000	
仲介手数料	84,000	
消耗品費	270,000	
印刷製本費	210,000	
通信運搬費	37,500	
備品購入費	870,000	
保険料	56,000	
地代家賃	36,000	
水道光熱費	21,600	
事業費計		3,319,100
2. 管理費		
業務委託料	605,000	
外注費(HP、ロゴ制作費)	500,000	
消耗品費	60,000	
印刷製本費	10,000	
通信運搬費	37,500	
備品購入費	270,000	
地代家賃	24,000	
水道光熱費	14,400	
租税公課	77,000	
支払手数料	78,000	
雑費	27,000	
管理費計		1,702,900
経常費用計		5,022,000
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

平成31年度活動予算書

平成31年4月1日から平成32年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	290,000		
賛助会員受取会費	0	290,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	1,000	1,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体補助金	900,000		
受取民間助成金	0	900,000	
4. 事業収益			
自家用有償旅客運送事業収益	3,360,000		
その他当法人の目的を達成するために必要な事業収益	0	3,360,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	1,000	1,000	
経常収益計			4,552,000
II 経常費用			
1. 事業費			
業務委託料	366,000		
諸謝金	150,000		
報償費	2,352,000		
仲介手数料	168,000		
消耗品費	30,000		
印刷製本費	50,000		
通信運搬費	37,500		
保険料	56,000		
システム等使用料	720,000		
地代家賃	36,000		
水道光熱費	21,600		
事業費計		3,987,100	
2. 管理費			
業務委託料	244,000		
消耗品費	50,000		
印刷製本費	10,000		
通信運搬費	37,500		
地代家賃	24,000		
水道光熱費	14,400		
租税公課	77,000		
支払手数料	78,000		
雑費	30,000		
管理費計		564,900	
経常費用計			4,552,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

第6号議案

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認に関する事項について、下記のとおりであることの承認を求めます。

記

1. 法第2条第2項第2号の要件

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (3) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

2. 法第12条第1項第3号の要件

- (1) 暴力団でないこと。
- (2) 暴力団の統制下にある団体でないこと。
- (3) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）の統制下にある団体でないこと。
- (4) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

第7号議案

設立当初の役員として下記候補者8人について、承認を求めます。

記

- | | | |
|---|------|-------|
| 1 | 理事長 | 小柴 勝彦 |
| 2 | 副理事長 | 藤本 修 |
| 3 | 理事 | 柳原 京子 |
| 4 | 理事 | 村上 宣人 |
| 5 | 理事 | 三田 文雄 |
| 6 | 理事 | 本間 孝子 |
| 7 | 監事 | 松田 理明 |
| 8 | 監事 | 桐山 徹郎 |

以上

第8号議案

事務所の決定に関する事項について、下記のとおり承認を求めます。

記

主たる事務所の所在地

兵庫県養父市八鹿町八鹿 113 番地 1

以上

第9号議案

設立代表者選任と権限委譲に関する事項について、下記のとおり承認を求めます。

記

設立代表者を選任し、所轄庁に対する設立認証申請手続きにかかる一切の権限を委譲し、あわせて設立認証申請手続きのために、定款その他の書類について、原案の骨子に変更のない程度の字句の修正についても、設立代表者に一任する。

設立代表（候補）者：

以上

第 10 号議案

議事録署名人を本日出席者の中から下記の 2 人とするについて、承認を求めます。

記

- 1 柳原 京子
- 2 桐山 徹郎

以上